

公益財団法人草津市コミュニティ事業団
なごみの郷deボランティア制度に関する要綱

平成27年12月15日施行

(目的)

第1条

この要綱は、草津市立なごみの郷（以下「なごみの郷」）で、市民のボランティア活動を促進するため、公益財団法人草津市コミュニティ事業団（以下「事業団」）が側面的に支援することを目的としたなごみの郷deボランティア制度について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条

この要綱において「なごみの郷deボランティア制度」とは、自らの意思に基づき無償で次の活動を行う者をいう。

- (1) なごみの郷の維持管理に関すること
- (2) なごみの郷の利用促進に関すること
- (3) なごみの郷への情報提供に関すること
- (4) その他、事業団が必要と認めること

(登録)

第3条

この要綱に定めるなごみの郷deボランティア制度の活動を行おうとする者は、なごみの郷所長（以下「所長」という。）に対し、登録申込書を提出するものとする。

2 なごみの郷deボランティア制度登録者（以下「登録者」）は、登録事項の変更があった場合は、速やかに所長に届け出るものとする。

(登録者の責務)

第4条

登録者は、自己の責任において活動を行うものとし、活動にあたっては、利用者の安全を第一とする。活動を行う場合は、事前になごみの郷職員と打ち合わせを行い所長に活動計画書を提出し、必要に応じて所長の助言、指導を受けるものとする。

2 登録者は、公共の利益に反する行為や他人に迷惑となる行為をしてはならない。また、危険な行為や営利、宗教的活動は行わないこと。

3 事故や問題が発生した場合は、登録者は解決に向け対処するとともに、速やかに所長に報告すること。

(活動支援)

第5条

登録者の活動を円滑に進めるため、必要に応じて予算の範囲内で次のとおり支援する。

- (1) 活動に必要な物品の提供または貸与
- (2) 活動に対する指導または助言
- (3) 活動に関する情報の提供
- (4) ボランティア保険の加入
- (5) その他ボランティア活動に対して支援することが適当と認める事項

(登録の抹消)

第6条

所長は、登録者が次の各号に該当すると認めるときは、登録者に対して注意を喚起し又は勧告することができる。

- (1) 登録者の活動が市民のコミュニティ活動を妨げるとき。
- (2) 登録者が活動計画書に基づく活動を行わないとき。
- (3) その他に所長が不適切な活動と認める場合

2 所長は、登録者が前項の措置にもかかわらず是正等の措置を講じないときは、あらかじめ当事者にその旨を知らせ当事者の説明を受ける機会を確保した上で登録を抹消することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年12月15日から施行する。